

「山梨県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」 新旧対照表

新	旧
<p>山梨県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年3月30日策定</u> <u>令和6年 月 日改定</u></p> <p>山梨県、甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村</p> <p>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第16条第1項に基づき、<u>山梨県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画</u>を新たに策定する。</p> <p>1～3 略</p> <p><u>4 特定区域の区域及び特定環境負荷低減事業活動の内容</u> <u>特定環境負荷低減事業活動の促進を図る区域（特定区域）を、別紙のとおり設定する。</u> <u>今後も引き続き、市町村と連携して、地域のモデルとなり得る先進的な取組の創出に向けた特定区域の設定を推進する。</u></p> <p><u>5</u> 略</p>	<p>山梨県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年3月30日</u></p> <p>山梨県、甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村</p> <p>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第16条第1項に基づき、<u>山梨県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画</u>を新たに策定する。</p> <p>1～3 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>4</u> 略</p>

6 略

7 略

(別記) 略

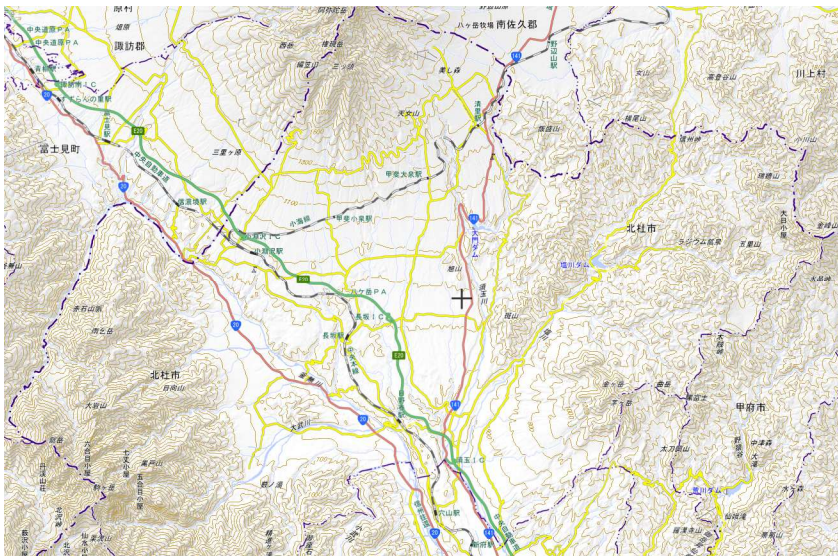
(別紙)

特定区域の区域及び事業活動の内容 (北杜市)

1. 特定区域の区域

(1) 区域

北杜市全域



(参考：電子国土WEB)

(2) 当該区域の特性及び区域設定の理由

本市は、八ヶ岳、南アルプス、金峰山など3,000m級の

5 略

6 略

(別記) 略

(新設)

山々に囲まれ、この山々から育まれる清らかな水と日本一の日照時間がもたらす太陽の恵みにより、多種多様で安全安心な農産物が生産されている。

本市は、農業を基幹産業としており、移住先としても人気が高いまちであることから、近年、新規就農者も増加傾向にあるが、有機農業の栽培技術に関しては、これまで一部の有機農業者等の経験や工夫等に基づいて行われていることから、安定した収量や品質を確保するための技術が確立していないという実態や、気象等にも影響される中で、有機栽培の取組を始めるに際しては不安視されている側面もある。

また、消費者においても、有機農産物が慣行的に行われている栽培による農産物より割高であることから、低価格の農産物を購入する傾向にある。有機農業は、農業の自然循環機能を増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであり、生物多様性の保全に資するものであるといった理解については、未だ十分とは言えない状況にある。

そこで、本区域を特定区域として設定することを契機として、本市が策定した「北杜市有機農業実施計画」の更なる促進を図ることで、有機農業者を始め、消費者、流通・販売関係事業者、県及びその他関係団体等との連携を深め、①省力化や安定した生産技術等の確立と普及、②有機農業者のネットワークづくり、③有機農業への新規就農者確保、④有機農業により生産された農産物の理解促進による消費拡大に取り組む。

2. 特定環境負荷低減事業活動としても求められる事業活動の内容

(1) 活動類型 有機農業の生産活動

(2) 特定環境負荷低減事業活動の内容

本市では、豊かな自然環境を守り続けることにより持続可能な農業を実現するため、市と有機農業者が連携する中で、市内畜産農家を始め、北杜市有機農業推進検討会、北杜市フードバレー協議会、仲卸・販売店舗・飲食店、消費者が、それぞれの持つ役割を果たすことにより、有機農業の生産技術の確立や有機農業により生産された農産物の流通、加工、消費等の取組を進め、農業者の多くが有機農業に取り組みやすい環境を整備し、地域として新たな有機農業者の増加、有機栽培面積の増加、産地の活性化を目指す。

特に、地域の基幹産業である水稻について、有機農業の取組を段階的に進めるための農地の集積・集約化や、畑地帯については、有機団地化を図りながら、有機農業参入が多い本市において、新規就農者等が参入しやすい環境を整える等、各地区の状況に合わせた取組を推進する。併せて、地域で有機農業に取り組む農業者のグループ化を促進し、有機農業者間における情報交換や栽培技術の伝達・支援等を行うとともに、ドローンや水田除草機等のスマート農業技術の導入を推進し、有機農産物の安定的な生産体制を構築する。

また、有機農業者と実需者をつなぐため、北杜市フードバレー協議会の持つネットワークの活用や、市が包括連携協定等を締結している企業の協力を得る中で、マッチングの促進を図るとともに、市内で有機農業により生産された安全安心な農産物の学校給食への導入拡大を推進する。